

おわりに

4年以上にわたる市保健所の対応と今後の対応において留意すべき事項をまとめました。

この間、市民の皆様、関係の皆様にも多大なる御理解と御協力いただきました。重ねて感謝申し上げます。

重要なことは、この経験を今後の感染症対策、とりわけ、新たな感染症（新興感染症）への対策に活かすことであり、その際にこの対応記録が役立つことを願っています。

国では今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症法、医療法、地域保健法等の関係法令を改正し、地方自治体にそのための準備を求めています。

このうち、感染症法において新たに保健所設置市にも感染症予防計画の策定を義務付けたことから、市においても令和6年4月1日から施行される「長野市感染症予防計画」を策定しました。

また、地域保健法と同法に基づく基本指針の改正により、保健所は健康危機対処計画を策定することになり、このうち感染症に関する部分については、令和5年度中の策定とされたことから、市保健所において「長野市保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定したところです。

これらの計画においては、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた内容となっており、令和6年度以降、計画に記載されている準備等を着実に実施する必要があります。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応から次の3点が特に重要だと考えます。

1. 感染症は、人類と不可分であることを一人ひとりと社会全体が理解すること
 - ・感染症は、人類の歴史とともにあり続けている
 - ・感染者やその家族、周囲の者の責任ではなく、誹謗中傷、偏見差別があってはならない
2. 感染症対策の目的を明確にして、そのための必要な対策をとること
 - ・感染者が少ない時は、感染拡大を抑えることを優先する
 - ・感染拡大を抑えられず、感染者が増加した時は、重症者の治療を優先する
3. 感染症による健康影響と他の要因による健康影響のバランスを考えること
 - ・健康は、感染症以外にも多くの要因によって影響を受けている
 - ・全体の健康影響を考える中で、具体的な感染症対策を講ずる

これらは、平成21年に発生した新型インフルエンザ（2009新型インフルエンザ（A/H1N1））の際にも指摘されましたが、残念ながら、今回の新型コロナウイルス感染症においてさらにその重要性が増す結果となってしまいました。

次の新興感染症の時にはこうしたことが指摘されずに済むよう、市民の皆様、関係の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和6年3月

長野市保健所長 小林 良清

